

総会議事録

令和4年5月

令和4年5月13日(金)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和4年5月13日(金)
開会 午前9時30分、閉会 午前10時16分
場所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム

農業委員
出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、関野 揭司、宮崎 健治、
宮崎 正之、山田 正明、松本 聰、吉田 進、小山 有美恵、
細井 康、石田 弘司
12名

欠席 久保添 公哉、吉田 雅典 2名

農地利用最適化推進委員
出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、糸井 久和、和田 隆、
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章
9名

欠席 平野 信也 1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第18号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第19号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 日程第5 議案第20号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

〔関野会長〕 ただ今から、令和4年5月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は24名中21名です。欠席は久保添委員、吉田雅典委員、平野委員の3名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。和久田委員、宮崎健治委員にお願いいたします。次に日程第2、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。お手元にございます配付

資料にありますとおり、議案第 17 号の当事者の親族である吉田進委員はここで一旦御退席いただきますようお願いします。

(吉田進委員退席)

[関野会長] 事務局より、提案説明をお願いします。

[内藤主任] 失礼いたします。お手元の資料の 3 頁を御覧ください。議案第 17 号になります。「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があつたことについて議決を求めます。1 件ございます。

農地の所在は大字日置※※番ほか 6 筆、登記地目はいずれも畠、面積は合計で※※m²です。譲渡人は日置にお住まいの※※様、譲受人は日置にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により経営規模を縮小するためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体的な場所につきましては 4 頁に地図を添付しております。国道から日置小学校へ向かって府道を入りまして、小学校の先の日置上集落の世屋よりに位置しております。資料により御確認をお願いします。

次の 5 頁をお願いします。現地の写真を添付しております。7 筆を 3 枚に分けて掲載しております。最初に中段の 2 枚目の写真を見ていただきまして、4 筆載っておりますがこの内奥側で世屋寄りになりますが、住宅の山側 2 筆が上の写真※※、※※となっており、また、この最初の中段の写真の左側が下の写真の残り 3 筆となっております。山寄りの※※につきましては奥の竹藪にかかるております。写真のとおりしばらく耕作されていない農地ですぐには作付けが出来る状態ではないことから、1 ~ 2 年は土作りなど環境を整える予定です。その後、復旧した農地で主に玉ねぎを栽培する計画ということでした。

次に 6 頁をお願いします。許可申請に係る調査書を添付しております。調査書の最初にあります第 2 項第 1 号です。所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第 2 項第 5 号の下限面積につきましては、譲受人の経営農地は※※ a あり基準の 30 a を超えております。その下の第 2 項第 7 号の地域の調和につきましては、4 月 27 日地区担当の吉田進委員、瀬戸推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。

地域の周辺農地との調和につきましては、申請農地の周囲に耕作されている隣接農地はなく、また府道との境や宅地との境には側溝等が設置されていることから今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。

議案第 17 号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願ひいたします。

[関野会長] ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。冒頭で申し上げましたとおり、地区担当の吉田進委員が退席されておりますので、現地確認に同行いただきました瀬戸推進委員から報告をお願いします。

[瀬戸推進委員] それでは報告いたします。事務局と吉田進委員と私で現地の確認をおこないました。御覧のようにしばらく耕作していないということで荒地になりかけていたわけですが、近所の方も※※さんがここを買い取られて耕作していただけるということで大変喜んでおられます。ここに猪も入って困っておったわけですけれども管理をいただけるということで大変喜んでおられます。

ここを譲り受けられるのは、若い方なんですが、他の場所も沢山耕作されておられ、若い担い手なんで期待しております。つきましてはこの土地を適正に管理していただけるものと期待しております。以上です。

[関野会長] ありがとうございます。これより、議案第 17 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

[関野会長] 特にないようですので異議なしと認め議案第 17 号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

[関野会長] 議案第 17 号については、許可します。一時退席いただいた吉田進委員は再入室いただきますようお願いします。

(吉田進委員 再入室)

[関野会長] 次に、日程第 3、議案第 18 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

[内藤主任] お手元の資料の7頁をお願いします。議案第18号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があつたことについて議決を求めます。4件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字宮町※※番、登記地目は畠、面積は※※m²となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様となっております。非農地の事由につきましては大正6年頃から耕作していないということです。2番です。土地の所在につきましては大字馬場先※※番ほか1筆、登記地目はいずれも畠、面積は合計で※※m²となっております。土地の所有者は※※にお住いの※※様となっております。非農地の事由につきましては昭和の頃から耕作していないということです。3番です。土地の所在につきましては大字小寺※※番、登記地目は畠、面積は※※m²です。所有者は※※にお住いの※※様です。非農地の事由につきましては平成17年頃から耕作していないということです。次に裏面の8頁をお願いします。4番です。土地の所在につきましては大字中野※※番、登記地目は田、面積は※※m²です。所有者は※※にお住いの※※様です。非農地の事由につきましては、昭和の頃から耕作していないということです。なお、備考のところにありますとおり申請者の氏名が※※様での申請となっておりますが、所有者※※様とは同一人物で、相続登記により所有者名義を登録した後、養子縁組により苗字が※※に変更し現在に至ったことによるものとなっております。

具体的な場所につきまして、9頁、10頁に地図を添付しております。上の地図が1番の宮町の案件となっております。位置的には住吉にあります滝上公園のすぐ下の住宅地となっております。次に下が2番になります。宮津小学校のすぐ近所で学校の宮村側になります。こちらも住宅地となっております。次に裏面の10頁をお願いします。上が3番の小寺の案件となっております。小寺集落の小寺公民館付近、市道から民家の間を抜けて海岸へ下りた位置となっております。次に下が4番の中野の案件になります、大字が中野となっておりますが、飛び地番ということで、自治会的には難波野自治会に該当する地域となっております。地図のとおり、難波野の中でも日置よりの集落の端の市道沿いとなっております。資料により御確認ください。

次の11頁から12頁にかけて現地写真を添付しております。上が1番の宮町の案件になります。写真にありますとおり、住宅の敷地が申請の土地となっておりますが、最初、大正6年に住宅が建築され耕作を放棄された後、その住宅が取壊され、さらに昭和44年に現在の住宅が建ち現在に至っております。なお、農地に住宅が建っておりますので違法転用という状態となっておりますが、現在の写真的な住宅につきましても、50年以上が経過していることから始末書等の提出は求めておりません。次に下が2番の馬場先の案件となっております。写真のとおり手

前の細い通路の部分が※※番、奥の広い部分が※※番となっており、いずれもアスファルト舗装され一部車庫の敷地となっており、平成元年頃からこの状態であったとのことでした。また、それ以前には住宅が建っていたということで住宅の建てられた時期につきましては昭和の前半だったのではないかということでした。なお、この案件につきましても違法転用という状態となっておりますが、現在の写真の状態になってからでも 30 年以上が経過していることから始末書等の提出は求めておりません。次の 12 頁をお願いします。3 番の小寺の案件になります。こちらにつきましては、平成 17 年頃から耕作が放棄され雑種地となっております。まだ春先でしたのでそれほどではないですが、近くに管理される方も無いため、梅雨時期を過ぎますと背丈を越える雑草が生い茂るとのことでした。その下の最後 4 番の中野の写真になります。市道に沿って細長い形状になっておりますが、これは市道を作る際、分筆されて残った農地であることによるもので、写真のとおり市道の法面となっております。耕作をしなくなった時期は定かではないですが、昭和の中頃に転出した後、耕作していないのは確かであるとのことでした。議案第 18 号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願ひいたします。

[関野会長] ただ今の事務局の説明に関連して地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番、2 番は今中委員、3 番は宮崎健治委員、4 番は吉田雅典委員から報告をお願いします

[今中委員] 失礼します。4 月 26 日に酒井推進委員 及び 事務局で現地確認を行いました。宮町の方ですが滝上公園の下で普通に住宅密集地です。年数も経っておりますが、これをまた畠にということは無いだろうことで許可相当の判断をしておりますが御審議をお願いします。次の馬場先の方も写真を見ていただいたら分かると思うのですが、舗装されてあり年数もかなり経っていますので、これもまた畠に戻すということは大変困難と判断しております。以上です。

[宮崎健治委員] 失礼します。3 番の小寺の案件につきまして、去る 4 月 26 日、宮前推進委員及び事務局で現地確認を行いましたので報告いたします。事務局の説明にもありましたが、所有者は※※と遠隔地で生活されており将来こちらへ移り住む予定もないということで財産の整理を進められているそうです。現地は資料 12 頁の写真に相違ありませんでした。管理する者がいないため放置された農地は一面雑草が生えており、ここを農地として耕作することは困難であると思いました。よって非農地と判断いたしました。以上です。

〔和田委員〕 吉田雅典委員、事務局の4名で現地確認を行いました。ここは何回も出ております難波野の一番じるい田んぼがあるとこなのでやむを得ないと思います。汁田でどないにもならない、それと※※の方におられましてもうこちらには帰られないということで仕方がないと思います。

〔関野会長〕 ありがとうございました。これより、議案第18号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第18号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第18号については、承認とします。次に日程4、議案第19号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。資料にありますとおり議案第19号の当事者となります細見委員はここで一旦御退席いただきますようお願いします。

(細見委員 退席)

〔関野会長〕 それでは、議案第19号につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の13頁をお願いします。議案第19号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」になります。5件ございます。こちらにつきましては、5件とも土地の所有者と耕作者が直接契約を結ぶ利用権設定となっております。この中で2番の大字喜多※※番の農地につきましては、耕作者が当委員会 最適化推進 委員の細見委員となっております。また今回の利用権設定につきましては、公告日を5月20日としております。契約開始が5月になりますので、契約の終期が4月14日としていることから契約期間が申請よりそれぞれ1ヶ月短くなっております。資料により御確認ください。議案第19号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 これより議案第19号について質疑に入れます。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 19 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 19 号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた委員は再入室いただきますようお願いします。

(細見委員 再入室)

〔関野会長〕 次に日程 5、議案第 20 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 失礼いたします。資料の方は議案の 15 頁から 18 頁にかけてでございます。加えまして、本日大変沢山の資料をお配りさせていただいております。大変恐縮ではございますがその中で参考資料ということで、ゼムクリップで留めた、ホチキス留めの 2 種類の資料も併せて御覧をいただきて御説明をさせていただきたいと思います。本日お配りさせていただいた資料と併せて御覧いただきたいと思います。

先月の推進会議におきまして、国の方で人農地など関連施策の見直しについて御説明をさせていただきまして最適化のガイドラインというのが本年 2 月に農水省の経営局長通知として発出されたところでございます。その概要についてでございますが、この議案参考資料の 2 種類あるホチキス留めしていただきました議案参考資料と左肩に書いてあります資料の一番最後に、ガイドラインの概要ということでここに「農業委員会による最適化活動の推進等について」の内容ということで議案参考資料と書いたホチキス留めの最後の頁につけさせていただいているところでございます。先月冊子になった資料集をお配りさせていただいておりまして、農業委員会の制度が大きく変わってこようとしているということをお伝えをさせていただいております。これにつきましては先月の推進会議で御説明しましたとおり、農業委員会活動をより見える化して PDCA ということで計画目標をしっかりと立てそれを点検して、それを回していくということが更なる効果を上げていくことに繋がるということでありまして、このようなことになってきているというところでございます。実は市におきましては昨年の 4 月に皆さん

に御承認いただきました、最適化活動の指針というものを3年に1回作っておりまして、この見直しをお世話になったというところでございますし、本日お配りしました議案参考資料のもう一つのホチキス留めした資料の方では令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検評価というようなことでございまして1年に1回こういった目標設定とそれに対する点検評価というのはこれまでから実施をしてきているというところでございまして、これは公表するということになっております。皆様には事務連絡等でお伝えをさせていただいているという状況にございます。これが制度の見直しによりまして、必ず総会においてこれを確認をしてそして取組を進めなさいということで義務化をされたということをございますので本日年度当初に当たってお諮りをさせていただくということでござります。議案といたしまして提案させていただきますものと、この指針につきましては、少し目標との乖離があるとかいったところもございます。そこも含めて少し丁寧に御説明もさせていただきたいというふうに思っております。

まず、16頁の方を御覧ください。こちらの方に現状ということで農業員会体制の現状とか、農地、農家の概要ということで整理をさせていただいております。御覧のとおりでございまして、こちらの分につきましては2020年の農業センサスといったものから抜粋をしてくるということで記載をしておりまして、1番の農家、農地等の概要につきましては、総農家数が668、農業経営体数が348ということでございましたり、その右隣の方にも経営体数の詳細を記載させていただいている状況でございます。それから面積につきましても耕地面積ということで、国の方が毎年耕地面積の調査ということで出しておりまして、そこからの作付面積統計等に基づいて出しておる数値ということで田が534、畑が173ということで、合計707haということで記載をさせていただいているところでございます。17頁18頁にかけましてが具体的な目標ということで設定をさせていただきたいというところでございます。本日議案参考資料としてお配りをさせていただきましたホチキス留めの1枚目の裏面を御覧いただきたいと思います。議案参考資料にも同じように様式を付けておりまして、ここ数字の根拠なりを示させていただいておりますまず、1番が最適化活動の成果目標ということで委員会全体の目標数値ということでございます。指針の方でも大きくその農地を集積ですか遊休農地の発生防止、解消それと新規参入の促進といった3本柱についてあるのですが、それをここで目標設定しなさいということになってございます。17頁の1番の最適化活動の成果目標の(1)農地の集積というところでございます。こちら現状ということで数値を入れさせていただいておりまして、これまでの集積面積ということは令和3年度末で130haということでございます。この130haというのが何の数字かということなんすけども、これにつきましては16頁にもありますこの形態の内訳の内、認定農業者ですか、基本構想水準到達者とか、認定新

規就農者ですか、集落営農経営体ですか、これらの皆さんのお持ちの農地を集めた部分ということで今 130ha 位あるということで集積率が 18.4% というところでございます。目標設定というのがその下の②というところでございまして、ここで目標設定の集積率というのが一番上の行の右側に 53% ということで入ってございます。またお帰りいただいたて御確認いただいたら良いと思うのですが、宮津市におきます最適化の指針の方におきましては 53% よりも低い数値となっております。国の方ではこれを 80% にしなさいということで言っておりまして、とてもじゃないですけどそこまでの集積というのは難しいと考えております。その場合は京都府の基本方針でということになっておりまして、これは目標年度が令和 5 年度で 53% というのが府内の目標数値でございます。ここは機械的にこの数値を置きなさいということになっておりまして、53% というところで算出をいたしますと下の吹出しにもありますように 53% と書いてある下の下の行ですが、今年度末については 35.7% ということになります 707ha を 35.7% で掛けますと 252ha ということになりますし、実績が 130ha でございますのでその差ということで今年度の新規集積目標が 122ha ということになってまいります。ここにつきましては昨年実績でも 6.8ha というようなことでございまして、最適化指針につきましてもだいたい 10ha 未満での集積を重ねていっており、それをこれまで 130 でこの形態でやってきたものをほぼ 1 年で倍にするというのはあり得ない数字というふうに認識はいただくところではございますが機械的に目標設定をしなさいということで、全国統一の統計的な数字の当てはめ方ということになっておりまして、ここでは仕方のないと言つたらいいかもしれないですがこのような形での算出ということになっておりまして 122ha ということでございます。集積率で考えますと分母にあります 707ha こちらの方がおかしいのではないかというところもあるわけではあります、ここが市町村の方で数字をさわっていくところがなかなかできないところで、国が毎年出しております。実際水稻の作付面積とかを見ますと 300ha 代ということになっておりまして、ちょっと過大ではないかなと思っております。ここにつきましてもまた京都府と各市町村の動向なんかも見ながら今後改善も必要かと思いますが、本日のところは当てはめていかなくてはならないというところもございまして、機械的な算出でこのように算出をさせていただいたということでございます。

それから 2 点目の遊休農地の解消ということでございます。こちらにつきましては本日の事務連絡資料の No.3 のところでも資料を配付させていただいておりまして、昨年の遊休農地調査を基に数字を当てはめさせていただいております。ここにありますように、まず現状ということでございまして 1 号遊休農地の面積ということで、これまで A 分類と言つておりました分類になりましてこれが昨年までの実績で 66ha でございます。そして昨年制度改正がございまして新たに A

1 ということで緑区分でできたものが 11ha ございました、そしてそのもう一つ A 2 ということで黄色区分ということで分類をお世話になったんですが、これが過去に A 分類だったものを足し合わせまして 55ha あるということで、これが現状ということでございます。ここで書いておりますように課題といたしまして、昭和の時代の基盤整備が未実施の農家の農地の耕作者を中心に離農される農家も増えている、獣害被害がこれに拍車をかけている。守るべき農地の明確化がされていないというのが課題なのかなというふうに考えております。これを踏まえた目標設定のことでここも機械的に当てはめをしていくことになっておりまして、最初の令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地調査これが全体で 66ha でございます、その内の緑区分の遊休農地解消面積というところで、こちらについては令和 3 年度の緑区分の 5 分の 1 を書きなさいというところで 2 ha、11 を 5 で割って 2 ha ということでございます。それから目標の B の黄色区分の遊休農地の解消というところにつきましては令和 3 年度のこの黄色区分で新規に発生した部分の 3 ha を記載をさせていただいております。その b のイということで新規発生遊休農地の解消ということでございますが、ここにつきましては前年度までの A 分類は全て黄色分類の判断をしておりまして、この本年度の緑区分として新規としてこの 11ha を設定させていただいているところでございます。

次に 3 番目の方でございます。18 頁の方を御覧ください。こちらが新規参入の状況ということになっております。令和元年度現状でございますが経営体は 0 でございましたが、令和 2 年度に由良の※※様 1 経営体が増えて 0.3ha の耕作をされておられますし、昨年度におきましては 4 経営体の方々がここに議案参考資料にお名前も附させていただいておりますが、皆さん U ターン中心かなというふうに思っておりますし、2.5ha の経営をしていただくということで、ここにつきましては目標以上に達成ができるというところでございます。そこを目標設定でどのように記載していくかということでございますが、ここにあります過去 3 年間の権利移動の設定状況から平均をして出すということになっておりまして農地法の 3 条あるいは農用地利用集積計画の利用権設定等ですね、その年度に行われた移動の面積を 3 年平均でいたしますと 32ha になるということであります。国の方が求めておりますこここの目標設定の数字というのは次の欄でございまして、新規参入者の貸与等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積ということで、先程の 32ha の内の 1 割を新規就農者に同意を得た上でお貸しできる準備をしなさいということでありまして、単純に 10% を掛ますと 3.2ha となりましてこれを農地の所有者の同意を得た上でこれだけお貸しするところがありますよ、という準備をしなさいというのがこの新規参入促進の目標設定の考え方ということになってございます。以上のところが成果目標ということで委員会

全体での目標設定の数字になります。

次に2番のところに最適化活動の活動目標の設定数値がございます。委員等が行います最適化活動の日数目標というのがございまして、一人当たり活動日数を月10日となっております。事務連絡でこの内活動記録簿の方の御説明もさせていただくんですが、ここは10日というのが10日間フルでということではなくて、活動記録でもお伝えしますが、畦道で農地の状況について農家の方とお話をしたというのも1日カウント、1分でもそれは1日カウントということで、書いていただくのが大変お手数なんですけれども、月10日ということでこれが国の方によつて平均値ということになつております。これには課長通知というのが出ておりまして月5日未満であると点数は0とかいう評価になつてしまつたり、お金のことで申し上げにくいことでございますが補助金の交付要件というところで委員さんが1月に一人でも0だった場合は、皆さん0になるとかいったことがございまして、皆さん通常の活動を続けていただくと10日くらいはなるのではないかなどというふうに考えております。10日ということで役員会でも確認をさせていただいたところでございます。その下に活動強化月間の設定目標ということで、これも年3回以上の設定が必要ということが局長通知で出ておりまして、ここにありますように6月に京力農場プランの策定の具体化の推進月間ということで各委員さんから働き掛けをしていただくようなことを促す期間にしたいなあということで書かせていただいておりますし、11月には利用状況調査を終えた後の農地の管理について所有者の方に意向確認をしていただきたいりその利用調整を進めていただく期間ということで設定をさせていただきたいと考えております。また2月につきましては新規就農者ということでそういう方々の意見交換とか担い手となる方々の情報を収集して今後の活動に活かしていただく時間と時期としたいということで3月を記載をさせていただいております。最後に新規参入相談会の参加目標ということが(3)ということでございます。こちらにつきましても局長通知で新規参入相談会というのは何かということでございますが新規参入を促すような就農のマッチングフェアとか移住定住の行事、催事の関係に出ていただいてそういう最新の動向、新規参入者が求めている内容について情報収集する機会というふうに捉えさせていただいてこれに参加を年1回以上してくださいということで、局長通知では1名以上ということでございますが、市内でありましたら沢山参加いただけると思いますが、府内とか関西圏域でということになりますと一定の人数で行っていただきたいなあと考えておりまして、参加者数を5ということで設定をさせていただいております。ここにつきましては、京都府農業会議ですか京都府が推奨する相談会の参加ということで具体的な時期等はまだ公表されておりませんので未定という記載でも良いということでございましたので、未定とさせていただいております。

少し駆け足ということになりました。先程も申し上げましたとおり目標数字が国において設定の仕方を決められておるというところもございまして、少し宮津市の最適化指針と乖離する部分もございます、そういった部分につきましても今後も情報収集等させていただきまして改善できるところは改善をさせていただきたいと思いますが、年度当初に当たりまして令和4年度の活動目標ということではこちらの目標設定でお世話になりたと考えております。御審議を賜りますようよろしくお願いします。以上でございます。

[関野会長] これより議案第20号について質疑に入ります。何か御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

[小山委員] 目標があるということは、評価もある、2の(3)の新規参集相談会のカウントは農業委員会が「これに行ってください。」と設定したものだけになるのか、例えば活動の中で定住促進とか活動されてる中で地域として参加したものとかも活動記録に書いたらそちらの表に挙げてもらえるのか、どこまでがその範囲でしょうか。

[小西事務局長] こここの部分につきましても幅広に捉えさせていただいておりますので、今小山委員さんおっしゃったように実際個人と言ったら失礼ですが委員さんの活動として具体にそういう相談会に参加されてそれを御報告いただいたらそれは1カウントということになりますので、そこは難しくないのかなと考えております。

[関野会長] その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

[関野会長] 異議なしと認め、議案第20号については承認することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

[関野会長] それでは議案第20号については承認とさせていただきます。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいいたします。

宮津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により
署名する。

会長 関野 拓司

委員 和久田 ニシタケ

委員 宮崎 健治

記録者 小西 正樹